

明治初期の「後進性」に關する研究

齋藤正

序 説

第一章 後進性の基準

第二章 明治初期の後進性

第一節 基準 I 金 利

第二節 基準 II 生活水準

序 説

わが国は、明治維新により従來の封建制度の下における種々の桎梏が打破され、新鮮な空氣の下に新日本は更
生したのである。この際とられた政策目標は、「先進強國」への一日も速かなる到達であり、「知識ヲ世界ニ求メ
大ニ皇基ヲ振起」する「政体」にその根本理念が存している。この具体的目標として、「富國強兵」「殖産興業」
の二つが明示された。この政策は従來抑圧されていた起業および消費革命としての需要充足の途を切り開いた。
つまりこの需要充足は「先進強國」化のため、經濟的社会的に全般に立ち遅れていた諸要因を發展条件に適應さ

明治初期の後進性に關する研究

明治初期の後進性に関する研究

せることに他ならない。

そこで先ず、後進的諸要因の発展条件として明治初期について考察する際、いわゆる現代西欧諸国家の学者の一群に依って説かれる後進国開発理論、あるいは、経済成長の過程に関する諸説を反省し、そこから、明治初期へのあてはめを検証してみることが一つの方法として考えられる。

まず現代後進国開発諸理論を分析するとき、そこに発展的条件として、必然条件と充分条件の二つを考えねばならない。ここで必要条件と考えるものは、現代理論の一派の説く経済的要因を中心とする物質的な発展的均衡条件である。すなわち、マルクセ、ライベンシュタイン、キンドルバーガー等(註)を最先端とする後進国開発理論が之に相当する。つまり、資本、労働、資源の発展への役割を重視するものである。

註、ラグナー・マルクセ、後進諸国の資本形成(土屋六郎訳)、(厳松堂昭和三十年)

Ch. P. Kindleberger, *Economic Development* (1958)

Leibenstein, *Economic Backwardness and Economic Growth*, 1957. by John Wiley & Sons, Inc.

しかし、後進国が先進国の水準に至るには、前記の物的条件が与えられるだけでは充分でない。そこには現代後進国開発論の一派たる社会経済学派の説く発展のための「意志」「後進意識」が国民の間に存していなければならぬ。わが国では特に「精神」として力説されるものであり、之を充分条件と考えたい。この精神は特に抑圧されていた力の反動として解釈され、パフスは次の如く明解な数学的解釈を与えている。「……日本人が近々ニジェネレーションをもって成し遂げた非常な進歩は、世界の驚異と看做されている。しかしこの理由は作用および反作用の法則によれば極めて簡単に説明出来る。この国民は数世紀間、曇詰めになっていたが、この間エ

ナーシーは漸次蓄積されつつあった。然るとき突如、機会の扉は開放され、あたかもダイナマイトが爆發すると
き機会的に生ずると同様な結果が心理上に生じた。かつ日本が驥詰になつていた年数をその期間のインテンシテ
イに乗じた積とその最近における發達量にその期間の長さを乗じた積との間には数学的の同等が成立つ(註一)その他こ
のような意志を強調するものにはロストウ、フランケル等が挙げられる。(註二)

註(1) R. W. Babson: *Business Barometers for anticipating Conditions*, 1920, p. 109

註(2) ロストウ、經濟成長の過程、酒井正三郎訳、(東洋經濟新報社)

松井 清編、後進国開發理論の研究(有斐閣)

本稿では、かかる發表の基盤として、明治初期が如何なる後進的性格を有していたかを史実に基づいて検証す
ることを試みた。第一章は現代後進国開發諸理論を中心に独自の後進性のクライテリオンの整理を試みた。第二
章は第一章に一般的共通の基準と考えられる、資本不足による金利高および生活水準の低いことを、明治の資料
に依り検証することとした。(注、本稿における明治初期は、本研究の關係する共同研究の共通理解として、明治元年—十
八年であるが、本稿では資料の關係より二〇年代迄を対象とした。)

第一章 後進性の基準

後進性あるいは後進国の概念は、現代後進国開發に関する数多くの論著によって種々の規定がなされている。

しかし、之等のいずれを明治初期の後進性にあてはめてみても規定し足りないものがみられる。それは軍事的後

明治初期の後進性に関する研究

進性である。このことより後進性概念の設定には歴史性と地域性が重要な意味を有していることを考えねばならない。現在一般にいわれる開発方式は、経済的、社会的、文化的、更に技術的諸要因の均衡的充足であり、軍備充実に依る先進強国意識はタブーとされている。しかし、「大砲」と「軍艦」に依って先進国の模型を提示されたわが国にとっては、軍事的な先進強国化の意識こそが、富国強兵の政策目標としてあらわれた一つの有力な理由でなければならぬ。この意味において、私は後進国の基準を設定する場合、次の四つに大別したい。一、軍事的後進性、二、経済の後進性、三、社会的・文化的後進性、四、技術の後進性である。本稿ではそのすべてを記述することが許されないため、ここでは、之等の具体的基準を特に現代後進国開発の諸論から若干抽出したのち、軍事的後進性について若干の説明を加えた。

右の四指標はそれぞれ関連性を有するものであるが便宜的に区別したものである。いまこれらの基準設定に致るまでの経過を整理してみよう。

ライベンシュタインによる後進性の特性を略記すれば、は次の如くである。^(註)

註 Leibenstein, op. cit., pp 38—45.

〔1〕 経済的特質

(a) 一般性

- (1) 農業人口の高い比率、一般に七〇——九〇%
- (2) 農業における絶対的過剰人口
- (3) 擬装失業の徴候（農業外雇用機会の欠如

(4) 一人当り資本額の僅少

(5) 一人当り所得額低、「生存」水準に近し

(6) 貯蓄は大部分零に近し

.....

(13) 信用制度、販売能力の低位

(b) 農業における基本的特質(略)

[2] 人口的特質

(1) 高出生率、一般に千人当り四〇以上

(2) 高死亡率、寿命低し

.....

[3] 文化的、政治的特質

(1) 教育幼稚、大部分は文盲

(2) 幼少年労働の広汎な利用

.....

(3) 大部分の住民の伝統固執

[4] 技術的その他の特質

(1) 面積当り生産低位

(2) 技術的訓練に対する能力の欠如

明治初期の後進性に関する研究

(3) 運輸通信能力の不備

.....

右の如き後進性の具体的基準設定は現在では常識になっているものばかりであるが、問題は如何なる尺度、水準をもって高いか低いか、先進か後進かを定めるかということである。後述する如く、資本不足の基準を取り上げてみても、先進強国に比すれば絶対的に小さくても、他の要因との發展的均衡にあるならば、適度資本量であるかもしれない、従って、具体的に史実から一つ一つの基準項目の内容を検討するのでなければ一概に高低と先後の並列には問題が残る。ライベンシュタインはこの点について相当の頁を割いて論述しているが、ここでは立ち入らぬこととしよう。

ヤコブ・ヴァイナーは後進性について次の定義をあげる。(1)面積に比して人口の比率の低い国(註、この定義は一般性がないことが検証された)(2)高い利子率によって示される資本不足国(註、ライベンシュタイン基準「1」)(a)(4)項に該当)(4)工業生産物の総生産物に対する比率、工業人口の総人口に対する比率の低い国、(4)人口の若い国、(1)追加資本、追加労働力あるいは追加天然資源の有望な見込をもち、現在の人口により高い生活水準を与えるか、あるいは既に一人当り国民所得がかなり高い場合、その水準を低めないで、より多くの人口を養いうる見込を持つ国。その他、ブキヤナン・エリスの開発論において、低開発なる概念は「住民の消費および、物質的な福祉の比較的低い水準によって証明され、かつは既知の手段の適用による改善の潜在性をもつことによって裏付けられる如き、経済上の成果の上らぬ貧弱な状態」をいみし、経済的基準より相対的後進性を規定している。また国連報告書によれば、「一人当り実質所得の低い国、したがって貧国」としているが、この規定からすれば、ラ

イベンシュタインの方が包括的であろう。マルクセの後進国の取扱う意識は周知の如く資本不足に依って集約されている。^(註)

註 松井 清編 前掲書その他参照

しかし、わが国の経済発展の初期としての明治初期について、後進性を特長づけるとき、特に軍事的立遅れの意識を強調せねばならない。土屋氏の言をかりるならば、「維新政府は先進資本主義諸国と接触して急速に新日本建設、確立を図るためには、何よりもまず、近代的軍備の強化に力を用いねばならなかった」^(註)のである。

註 土屋喬雄、維新経済史一七〇頁、

かかる説明は維新史の数多くの論著にみられるが、この裏面に軍事的後進性意識が根強く張っていたのである。政策目標として掲げられた「富国強兵」は、数多くの歴史的関係（たとえば、「尊王攘夷」の肩変り。「士魂の軍事強国化への伝統的精神の圧力。外国軍事勢力の認識、明治七年の台湾問題等）のもとに打ち立てられ、推進されたものである。いま二三の資料に依り之等の後進意識を検討してみよう。

いま兵部省建議書のうち、「至急大ニ海軍ヲ創立シ善ク陸軍ヲ整備シテ護國ノ体勢ヲ立ヘキノ議」（明治三年五月）をみるに、「欧羅巴亜米利加兩州ノ各国勉メテ海陸軍ヲ増備シ互ニ相對立スルノ勢ヲ固フス……然ルニ皇國御維新ノ時ニ当リ宇内ノ情勢ニ随ヒ外国ノ交際日々ニ開カセラレ候ニ付テハ片時モ護國至要ノ海陸軍ヲ嚴備シ對立ノ勢力ヲ張セラレス候テハ……」とて滿州清國の大国が英國に侵入した実状をあげ、軍の充実なきときは、「平時ハ輕侮」「戦時ハ敗衄」をとることを力説して海軍の嚴備を議したものである。この建議書は更に、「海陸軍ノ嚴備スルト否ラサルトハ、皇國ノ安危榮辱ニ関スル所ニシテ……上下奮勵全国力ヲ合シテ大ニ海軍ヲ振起シ

能ク陸軍ヲ整備シ民土ヲ保護スルノ権力ヲ養成シテ彼ヲ畏憚セシメ……」とあり、この点より判断すれば国防意識がとりもなおさず、軍事的劣等意識の代弁者となっていたことが想像される。たとえば、「大ニ海軍ヲ創立スルノ議」(明治三年五月)にも、「……然ルニ護国至要ノ軍備闕如シ意ニ今日ノ外侮ヲ釀成セシ者ハ他ナシ、二百年來鎖國ノ議ヲ固執シ更ニ宇内ノ変革形勢ヲ通知セサリシ故ナリ。今ヤ大政御維新、皇威ヲ四方ニ宣揚シ給フ可キノ際ナリ……上下一心協力至速ニ強大ノ海軍ヲ振起シ之ヲ用テ数千歳赫々タル我皇國ヲ擁護シ外皇威ヲ海外ニ耀ン事ヲ……」という意味は、軍事的後進性脱脚意欲に他ならない。(註、引用した兵部省建議書は当時豊岡藩へ廻送された写本を使用し、字句はその儘とした。なお前田正名の「興業意見」の中にも軍事的後進性について種々意見が散見されたとえば巻二、第五項非常ノ国用(外患)などにも、「……平和ヲ永久ニ保タント欲スレハ、軍人ヲ養ヒ武器ヲ増ササルヤ論ヲ待タス……軍人ト武器ノ多少ハ国力ノ大小ニ因ルヤ明シ……とある。)

本稿では軍事的後進性の内容、脱却方法などを問題にしないが、ただ注意すべき点は、軍事力増強のため生ずべき経済均衡の破壊の危険について、財政資金的に特に意を用いていたことである。この点は、前掲、兵部省建議書に附録としての意味をもっている「英仏其外五カ国国力並ニ軍備表」、更に「兵部省答書」(三年七月)にても軍事費の割合の過大が国民経済を破壊する点に留意している。

このことを裏書きするものとして、当時のわが国経済発展の方向への意識が、どこにあったかを知ることにより確認されよう。この資料として次のものを取扱った。

- (1) 歳入歳出決算報告書(造幣局印刷全五卷)
- (2) 神田孝平「増補農商建国弁」(明治文化全集第九卷)

(3) 山本覚馬「管見」(写本)(明治元年)

之等より結論し得ることは、農工商の同時的發展方式であり、現在の後進国開發理論にみられぬものであったことである。この特殊な方式こそが、明治における經濟發展を成長意識のみより判断すれば、先進化を成功した原因と思われる。(この詳細は別の機会に求め、次章の論題へ移る)

第二章 明治初期の後進性

第一節 基準 I 金利

前章の基準のうち、經濟的後進性の特質として資金不足より生ずる金利の高率なる点を取上げてみよう。ここでは、明治初期において金利を如何に理解していたか、金利の実務の状況が如何なるものであったか、果して明治初期の金利は高いか、低いかに、またその變動原因は奈辺にあるやなどについて考察する。

I 明治初期の金利の理解……この点について二つの資料より検証した。その一は銀行雜誌、第拾号(明治十一年九月二八日発行)(註)にある「利息相庭ノ事」である。之に依れば利息相庭の高低は、信用の厚薄にあるのでなく、各国、各々自然相庭というものがあり、英国四銖、蘭三銖、本州聯邦六、七銖、亜細亞諸国一割内外であることは当然で、その原因について次の如くのべている。

……資本蓄積ノ多少是ナリ蓋シ国ノ資本未タヨタカラサルニ当テヤ資本運轉ノ競争少クシテ努力ノ競争多シ其
勢利息ノ割合騰貴セサルヲ得ス資本ノ蓄積既ニ盛ンナルニ至リテハ資本運轉ノ競争多クシテ努力ノ競争少シ其

勢利息低下セサルヲ得ス……是即チ利息自然相庭ノ発スル所以ニシテ其高低ハ資本蓄積ノ多少ニ基スト云ワサルヲ得ス……

とし、競争の結果、長期的に見ると平均的高さに落着くことを原則として認めている。然るにわが国においては、いまだ、かかる自然相庭が発現せず、「国立銀行ニ於テ貸付クル利息ノ割合ハ多クハ一割以下ニアリト……是レ蓋シ各種資本ノ利息悉ク低減セシニアラスシテ特ニ貸金資本ノ増加セシニ因ルノミ……」、利息割合の高低の原因を公債発行と銀行紙幣発行の關係に求めている。「自然相庭ノ高低那辺ニ帰スヘキ乎固ヨリ推測シ得ヘキ所ニアラス」としているが、当時の利息の標準を一割の線で押えている点に注目すべきであろう。

註 日本金融史資料明治大正編第六卷（八五—八六頁）

このような金利の標準を示す資料をみよう。これは、安田善次郎の「金禄公債ヲ抵当トシテ資金ヲ得ルノ方法」（銀行集會理財新報、第三号、明治十一年七月八日）であり、主として士族就業の際の資金利殖法をのべたものであり、その中に貸出側の意向が見られるが、「一、金禄公債証書ノ売買抵当ノ禁ヲ解カレシ后チノ自立ノ生産ヲ志シ一ツノ確実ナル營業ニ目的アリテ資本ヲ要スルトキハ所持ノ金禄公債証書ヲ抵当トシ左ノ割合ヲ以テ通貨ヲ貸借スヘシ尤モ利子ハ一カ年元金ノ九分ヲ適度ト定メ支受スヘキモノトス……一、借用通貨ノ利子年九米ヲ超過スルトキハ善良ナル此ノ法モ到底計算ニ当ラス然ルニ今日幸ニ国立銀行ノ各所ニ設立スルアリ此方ニ基キ年九分ノ利子ヲ以テ貸与スルモノ必然尠ナカラサルヘシト信ス因テ前述ノ如ク九分ノ利ヲ適度ト定ムヘシ（弊店ニ於テハコノ割合ニテ貸出スヘシ）」とあり、以上二つの資料より当時の自然相庭の標準が年九分—一割の線であることを推察しうる。

註 日本金融史資料、明治大正編、第六卷（一六一—一六七頁）

楫西氏の最近の論文によれば、「国家資金の撒布として重要なものは銀行、会社、人民貸であった……利率は特別の場合を除き六分ないし七分の低率であった……」（「殖産興業政策と産業資本の生成」経済研究第九卷三号一九五八年七月号）とあり、右より幾分低率が示されている。之等については更に史的検証を必要とする。

II 金利に関する参考資料

前項で金利の自然相庭の所在を示したが、いま蒐集した資料を二大別して時間的変化を調べてみる。その一は日本金融史資料を中心としたもの、その二は、前田正名「興業意見」を中心にしたもので、後者は特に、資本不足に依る金利高を問題意識として、各地域別の金利調査を試みている点に注意せねばならない。

資料 A

(1) 紙幣整理概要より

（日本金融史資料第一六卷明治大正編 一五
三頁、一六一頁、一六六頁）

表 1 金 利 表

	最高	最低	平均
明治 7 年	割 1.800	割 0.600	割 1.296
” 8 ”	1.800	0.700	1.180
” 9 ”	1.800	0.600	1.201
” 10 ”	1.200	0.900	1.000
” 11 ”	1.500	0.900	1.043
” 12 ”	1.500	0.800	1.216
” 13 ”	1.800	0.900	1.311
” 14 ”	1.800	0.720	1.403
” 15 ”	1.300	0.720	1.010
” 16 ”	0.908	0.680	0.759
” 17 ”	1.500	0.930	1.091
” 18 ”	1.650	1.000	1.138
” 19 ”	1.050	0.720	0.916
” 20 ”	1.100	0.713	0.873
” 21 ”	1.200	0.800	0.966
” 22 ”	1.200	0.800	1.017
” 23 ”	1.215	1.020	1.118

(2) 紙幣整理始末より（日本金融史資料明治大正編 第一六卷、三一、三二、七一、七三、七九、各参照）

明治初期の後進性に関する研究

表 2

東京貸付金利率升降表

年月次	100 円以上			1000円以上			10000円以上			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
明治10年	1月	1.200	1.000	1.030	1.200	1.000	1.030	1.000	1.000	1.000
	2月	1.200	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.200	1.000	1.050
	3月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.200	1.000	1.030
	4月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.080	1.000	1.030
	5月	1.030	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.080	1.000	1.010
	6月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.030	1.080	1.000	1.080
	7月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.080	1.000	1.020
	8月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.080	1.000	1.010
	9月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.200	1.000	1.010
	10月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.080	1.000	1.010
	11月	1.000	1.000	1.010	1.000	1.000	1.000	1.000	0.800	0.990
	12月	1.000	0.900	1.000	1.000	0.900	1.000	1.000	0.900	0.990
明治11年	1月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.800	0.940
	2月	1.000	1.000	1.000	1.000	0.900	1.000	1.000	0.900	0.970
	3月	1.000	0.900	1.000	1.000	0.900	1.000	1.000	1.000	1.000
	4月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.960	1.000
	5月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.960	1.000
	6月	1.000	1.000	1.000	1.000	0.800	1.000	0.000	0.960	0.970
	7月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.800	1.000
	8月	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
	9月	1.200	1.000	1.030	1.200	1.000	1.030	1.200	1.000	1.050
	10月	1.200	0.900	1.130	1.200	0.900	1.050	1.200	0.900	1.080
	11月	1.500	1.000	1.210	1.500	1.000	1.180	1.200	1.000	1.150
	12月	1.500	1.100	1.280	1.500	1.000	1.260	1.200	0.800	1.060
明治12年	1月	1.500	1.000	1.250	1.500	1.000	1.240	1.200	0.900	1.030
	2月	1.500	0.000	1.280	1.500	1.000	1.190	1.200	1.000	1.100
	3月	1.500	1.900	1.290	1.500	1.000	1.210	1.200	0.900	1.040
	4月	1.500	1.000	1.250	1.500	0.800	1.210	1.200	0.900	1.070
	5月	1.500	1.100	1.240	1.500	0.800	1.180	1.200	0.900	1.080
	6月	1.500	1.000	1.250	1.500	0.900	1.230	1.200	1.000	1.050
	7月	1.500	1.000	1.250	1.500	1.000	1.220	1.200	0.900	1.040
	8月	1.500	1.000	1.240	1.500	1.000	1.200	1.200	0.600	1.020
	9月	1.500	1.000	1.240	1.500	1.000	1.230	1.200	1.000	1.050
	10月	1.500	1.000	1.250	1.500	0.900	1.200	1.500	1.200	1.280
	11月	1.500	1.000	1.260	1.500	0.900	1.270	1.500	1.000	1.280
	12月	1.500	1.100	1.280	1.500	0.900	1.220	1.500	1.200	1.280
明治13年	1月	1.500	1.000	1.280	1.500	1.000	1.260	1.500	1.200	1.280
	2月	1.500	0.900	1.300	1.500	1.200	1.250	1.500	1.200	1.230
	3月	1.500	1.200	1.310	1.500	1.200	1.270	1.500	1.000	1.230
	4月	1.500	1.200	1.310	1.500	1.200	1.250	1.500	0.900	1.070
	5月	1.500	1.200	1.320	1.500	1.200	1.250	1.500	0.600	1.180
	6月	1.500	1.200	1.320	1.500	1.200	1.250	1.500	1.000	1.180
	7月	1.800	0.900	1.540	1.800	1.200	1.350	1.800	0.500	1.190
	8月	1.800	1.200	1.450	1.800	0.900	1.440	1.800	0.600	1.380

(1) 東京貸付金利率升降表 (銀行集会所調)

明治初期の後進性に関する研究

明治初期の後齡性に関する研究

年 月 次	100 円以上			1000円以上			10000円以上			
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
	9月	1.800	1.200	1.520	1.800	0.900	1.390	1.800	0.900	1.350
	10月	1.800	1.200	1.530	1.800	1.200	1.330	1.800	1.200	1.430
	11月	1.800	1.200	1.540	1.800	1.000	1.330	1.800	1.200	1.430
	12月	1.800	1.200	1.550	1.800	1.200	1.380	1.800	0.900	1.410
明治14年	1月	1.800	1.200	1.550	1.800	1.000	1.340	1.800	0.800	1.410
	2月	1.800	1.200	1.450	1.800	1.200	1.450	1.800	1.200	1.430
	3月	1.800	1.200	1.520	1.800	1.080	1.380	1.800	0.600	1.340
	4月	1.800	1.200	1.530	1.800	1.200	1.440	1.800	1.200	1.300
	5月	1.800	1.200	1.540	1.800	1.200	1.420	1.800	1.000	1.340
	6月	1.800	1.200	1.540	1.800	1.200	1.380	1.800	1.000	1.360
	7月	1.800	1.200	1.530	1.800	1.200	1.460	1.800	1.200	1.360
	8月	1.800	1.200	1.520	1.800	1.200	1.410	1.800	1.080	1.340
	9月	1.800	1.200	1.560	1.800	1.200	1.400	1.800	1.000	1.430
	10月	1.800	1.200	1.560	1.800	0.720	1.370	1.800	1.500	1.470
	11月	1.800	1.200	1.540	1.800	1.200	1.410	1.800	1.200	1.460
	12月	1.800	1.200	1.420	1.800	1.200	1.410	1.800	1.200	1.380
明治15年	1月	1.500	1.440	1.470	1.200	1.170	1.185	1.170	0.990	1.080
	2月	1.500	1.440	1.470	1.300	1.080	1.190	1.170	1.000	1.08
	3月	1.420	1.200	1.310	1.200	0.900	1.050	0.900	0.720	0.810
	4月	1.420	1.200	1.310	1.200	0.900	1.050	0.900	0.720	0.810
	5月	1.220	1.000	1.110	1.000	0.810	0.905	0.810	0.630	0.720
	6月	1.200	0.960	1.080	0.960	0.720	0.840	0.720	0.630	0.675
	7月	1.200	0.960	1.080	0.960	0.720	0.840	0.720	0.630	0.675
	8月	1.200	1.000	1.100	0.990	0.850	0.920	0.940	0.840	0.890
	9月	1.200	1.000	1.100	1.080	0.990	1.035	0.940	0.900	0.920
	10月	1.200	1.000	1.100	1.080	1.000	1.040	0.940	0.900	0.920
	11月	1.200	1.000	1.100	1.080	0.990	1.035	0.860	0.720	0.790
	12月	1.100	1.080	1.090	1.080	0.980	1.030	0.810	0.720	0.765
明治16年	1月	1.000	0.900	0.950	0.900	0.830	0.865	0.720	0.640	0.680
	2月	1.000	0.900	0.950	0.860	0.720	0.790	0.810	0.680	0.745
	3月	0.900	0.830	0.865	0.830	0.720	0.775	0.680	0.640	0.660
	4月	0.900	0.720	0.810	0.720	0.700	0.710	0.650	0.600	0.625
	5月	0.900	0.720	0.810	0.720	0.700	0.710	0.650	0.600	0.625
	6月	0.780	0.720	0.750	0.720	0.720	0.720	0.640	0.540	0.590
	7月	0.780	0.720	0.750	0.720	0.680	0.700	0.630	0.540	0.585
	8月	0.800	0.780	0.790	0.780	0.720	0.750	0.720	0.540	0.630
	9月	0.800	0.780	0.790	0.780	0.720	0.750	0.720	0.540	0.630
	10月	0.800	0.780	0.790	0.780	0.720	0.750	0.720	0.680	0.700
	11月	0.780	0.720	0.750	0.720	0.720	0.720	0.610	0.540	0.575
	12月	1.000	1.000	1.000	0.908	0.840	0.874	0.810	0.720	0.765
明治17年	1月	1.200	1.080	1.140	1.080	1.000	1.040	1.000	0.830	0.915
	2月	1.200	1.080	1.140	1.080	1.000	1.040	1.000	0.830	0.915
	3月	1.300	1.110	1.205	1.160	0.930	1.045	1.020	0.820	0.920
	4月	1.400	1.110	1.255	1.160	0.930	1.045	1.020	0.820	0.920
	5月	1.400	1.200	1.300	1.200	1.000	1.100	1.000	0.900	0.950
	6月	1.200	1.150	1.175	1.040	1.025	1.033	0.950	0.950	0.950

明治初期の後進性に関する研究

年月次	100 円以上			1000円以上			10000円以上		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
7月	1.200	1.200	1.200	1.040	1.025	1.033	0.990	0.950	0.970
8月	1.200	1.200	1.200	1.098	1.040	1.065	1.040	1.000	1.020
9月	1.200	1.200	1.200	1.080	1.050	1.065	1.050	1.000	1.025
10月	1.200	1.200	1.200	1.070	1.050	1.060	1.000	1.000	1.000
11月	1.400	1.300	1.350	1.250	1.200	1.225	1.200	1.150	1.175
12月	1.500	1.200	1.350	1.500	1.200	1.350	1.500	1.200	1.350
明治18年 1月	1.800	1.500	1.650	1.650	1.400	1.525	1.500	1.300	1.400
2月	1.850	1.400	1.525	1.500	1.300	1.400	1.400	1.200	1.300
3月	1.250	1.150	1.200	1.200	1.080	1.140	1.150	1.050	1.100
4月	1.200	1.100	1.150	1.080	1.000	1.040	1.000	0.950	0.975
5月	1.500	1.200	1.350	1.200	1.000	1.100	1.200	0.900	1.050
6月	1.500	1.200	1.350	1.200	1.000	1.100	1.080	0.900	0.990
7月	1.500	1.200	1.350	1.200	1.000	1.100	1.000	0.900	0.950
8月	1.200	1.080	1.140	1.080	1.000	1.040	1.000	0.950	0.975
9月	1.200	1.200	1.200	1.080	1.080	1.060	1.040	1.000	1.020
10月	1.150	1.140	1.145	1.070	1.040	1.055	1.030	1.030	1.030
11月	1.200	1.200	1.200	1.080	1.050	1.065	1.050	1.000	1.025
12月	1.140	1.200	1.130	1.040	1.020	1.030	0.980	0.950	0.965

表3 七歩利付金禄公債証書相場表

年月次	七歩利付金禄公債		年月次	七歩利付金禄公債	
	平均相場	実価ニ対スル 利子割合		平均相場	実価ニ対スル 利子割合
明治11年 9月	83.970	0.833	2月	77.800	0.899
10月	84.345	0.829	3月	77.716	0.900
11月	83.383	0.839	4月	77.465	0.903
12月	82.280	0.850	5月	74.496	0.939
平均	83.495	0.838	6月	74.424	0.940
明治12年 1月	79.821	0.876	7月	72.808	0.961
2月	80.266	0.872	8月	69.692	1.004
3月	82.555	0.847	9月	67.967	1.029
4月	83.825	0.835	10月	68.302	1.024
5月	80.743	0.866	11月	62.628	1.117
6月	79.996	0.875	12月	60.733	1.152
7月	80.065	0.874	平均	71.851	0.974
8月	81.218	0.861	明治14年 1月	65.163	1.074
9月	82.216	0.851	2月	68.436	1.022
10月	82.363	0.849	3月	69.690	1.004
11月	0	0	4月	69.507	1.007
12月	0	0	5月	68.226	1.026
平均	81.307	0.860	6月	66.618	1.050
明治13年 1月	78.177	0.895	7月	66.540	1.051
			8月	69.069	1.013

(ロ) 七歩利付金禄公債証書相場表

明治初期の後進性に関する研究

年月次	七歩利付金禄公債		年月次	七歩利付金禄公債	
	平均相場	実価ニ対スル利子割合		平均相場	実価ニ対スル利子割合
	円	割			
9月	71.127	0.984	12月	90.118	0.776
10月	72.256	0.968	平均	83.947	0.833
11月	73.083	0.957			
12月	74.286	1.000	明治17年 1月	90.380	0.774
平均	69.500	1.007	2月	91.046	0.786
明治15年 1月	74.309	0.492	3月	95.057	0.736
2月	72.200	0.969	4月	96.117	0.728
3月	73.910	0.947	5月	92.765	0.754
4月	76.450	0.915	6月	91.642	0.763
5月	72.126	0.970	7月	93.050	0.752
6月	71.968	0.972	8月	95.720	0.731
7月	72.066	0.971	9月	97.000	0.721
8月	72.775	0.961	10月	93.448	0.749
9月	73.680	0.950	11月	93.372	0.749
10月	75.225	0.930	12月	91.120	0.768
11月	72.896	0.960	平均	93.393	0.749
12月	72.960	0.959			
平均	73.382	0.953	明治18年 1月	89.089	0.785
明治16年 1月	74.091	0.944	2月	91.355	0.766
2月	74.695	0.937	3月	93.539	0.748
3月	77.982	0.897	4月	95.838	0.730
4月	80.926	0.864	5月	94.608	0.732
5月	79.831	0.876	6月	97.944	0.714
6月	83.346	0.839	7月	98.221	0.712
7月	85.627	0.817	8月	99.374	0.704
8月	89.381	0.783	9月	99.492	0.703
9月	90.552	0.773	10月	96.726	0.723
10月	91.262	0.767	11月	99.157	0.705
11月	89.557	0.781	12月	100.627	0.695
			平均	96.331	0.726

備考：本表ハ東京株式取引所ニ於テ所謂建モノナル七歩利付金禄公債証書（額面 100 円ニ付）毎日ノ現月相場ヲ平均シ之ヲ掲ク而シテ同取引所ニ於テ相場建ナキ月ハ只空位ヲ存ス同 16 年以後ハ直取引相場ニ拠ル金禄公債証書ニ明治 11 年 9 月 9 日第 25 号太政官布告ヲ以テ売買ノ禁ヲ解カレ随テ相場ヲ生スルモ同公債 82 円ノ割ヲ以テ政府ヘ買上ノ途アリ故ニ敢テ下落セサリシカ 12 年 12 月限り買上廃止セサレシヲ以テ 13 年ニ入テ少シク下落ノ傾キヲ呈セリ

表 4

東京市中金利	明治元年	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
	割分厘	八三	九〇	九七	八六	八五	一、一〇	一、〇二	一、〇〇	九一	八五	一、〇八	一、一八	一、三一	一、三八	一、〇七
欧州金利市場 倫敦割引	巴里	ベルリン	フランクホルト	ハンブルグ	アムスターダム	ブリュッセル	マドリッド	ヴェキナ	セントピータ	ニューヨーク						
	二六	二八	三一	二八	三二	三二	五〇	四〇	六〇	一五						

資料 B

「興業意見」にあらわれた金利

前田正名の「興業意見」は明治十七年に発表され、その調査期間は約三箇年を費した前後三十巻に亘る老大な資料である。本稿では特に資金、金利を中心に「意見」にあらわれた見解を纏めることとした。

「意見」にのべている金利は、非常に高いという意識のみが強くあらわれていることが強調されねばならない。この「高い」というクライテリオンが幾何であるかは、はっきりしないが、前田正名の解釈では、前記の安田善次郎の標準一割前後と先進諸国家の金利相場との比較を意識していたものと考えられる。

(1) 「意見」巻三

今我国ノ工業家カ高利ノ資金ヲ用フルハ一般ノコトニテ凡ソ一割ヨリ二割トス。……起業者カ創業ノ際一時借入ルル所ノ金銭ニ至リテハ五両一步ノ高利ナリトイフ。然レトモ尚起業者資金ニ苦シミ、利息ノ高低ヲ問フニ暇アラスシテ、力ノ及フ限り金策ノ事ニ奔走セリ。是ニ因リテ何ノ事業ヲ営ムモ其利悉ク金利トナリテ一モ引合フヘキ事業ナシ。我国ノ金利高キハ世

界ニ其比類ヲ見ス。左ノ金利表ニヨリテ其実況ヲ推知スヘシ（前頁表）

とあり、別の箇所に資金と事業の均合わざる意見として、「……無理算段ノ資金ニテ起セル事業多クシテ実力アル起業少ナキ事」をあげ、「……起業ノ一途熱心シ、資本ノ如何ヲ顧ミス、……数箇月ヲ出スシテ資金ノ融通ニ差支、或ハ金貸会社ニ依頼シテ二割以上ニ騰ル高利ノ金員ヲ借り受ケ、……金利等ノ為メニ負債ヲ重フシ、将来、維持ニ苦シムノ類各地ニ少カラサル……」とあるところよりみて、資本不足に依る当然の結果として当時の状況を知ることが出来る。

(四) 「意見」巻四

この点は更に、巻四において事業の引合ざる原因を追及し、「……凡ソ起業ノ計画定マリテ第一ニ要スルモノ資本ナリ。故ニ資本ノ借債、即チ金利低廉ナレハ為ス所ノ事業モ緩ヤカニ、得益モ相応ナルヲ得ヘク……高貴ナル利子ノ資本ヲ借リテ事業ヲ為スモ、豈ニ能ク引合ワンヤ……」として、而も金利の高い原因は当時の競争経済社会の原則であることを認めている。

(五) 「意見」巻十六……巻二七

巻十六より巻二七は、各地方の農工商に係る現行法律の影響及び将来法律を要する情況に関して詳細な調査結果と意見がのべてある。この項は各府県別に分れ、(一)勸業上の意向、(二)農商工に係る法律の影響及び将来法律を要する情況、(三)農商工金融の実況、(四)農商工の事業盛衰の実況が示され、各々の項中に金利問題がのべてある。各巻に見られる金利について整理すれば次の如くである。

(a) 巻十六より大阪府について

「……夫レ金銭運転ノ緩急ハ職トシテ商況ノ盛衰ニ関セサルナシ商況ノ盛衰ハ専ラ物価ノ高低ニ起因ス故ニ物価昇騰スル

表5

大阪金利移動表

年	月	銀貨	指数	米 価	指数	利子	指数	公債	指数
14	1	円 1.713	100.0	円 10.50	100.0	割 2.200	100.0	円 65.220	100.0
	2	1.744	101.8	9.90	94.2	1.800	81.8	68.400	104.8
	3	1.776	103.6	9.95	94.7	1.500	68.1	70.730	108.4
	4	1.785	104.2	9.75	92.8	1.300	59.0	68.460	104.9
	5	1.628	95.0	8.65	82.3	1.200	54.0	67.650	103.7
	6	1.628	95.0	8.40	80.0	1.200	54.1	66.840	102.5
	7	1.625	94.9	8.50	80.9	2.223	101.3	66.654	102.2
	8	1.630	95.1	8.00	76.2	2.865	130.2	68.280	104.7
	9	1.688	98.5	8.00	76.2	1.494	67.9	70.390	107.9
	10	1.726	100.7	8.20	78.1	2.348	106.7	71.620	109.8
	11	1.689	98.6	8.65	82.4	2.113	96.0	72.990	111.9
	12	1.684	98.3	8.30	79.0	3.373	153.0	73.480	112.7
15	1	1.699	99.1	7.20	68.6	4.524	205.6	74.220	113.8
	2	1.635	95.4	7.20	68.6	7.644	347.4	71.990	110.3
	3	1.556	90.8	7.00	66.7	1.303	59.2	74.430	114.1
	4	1.553	90.6	6.00	57.1	1.474	67.0	76.730	117.6
	5	1.556	90.8	6.50	61.9	1.188	53.9	73.030	112.0
	6	1.562	89.0	6.65	63.3	1.311	59.6	72.380	111.0
	7	1.566	91.4	6.90	65.7	1.021	46.4	72.487	111.1
	8	1.663	97.0	8.20	78.1	1.603	72.8	72.870	111.7
	9	1.620	94.5	8.50	80.9	1.058	48.0	73.964	113.4
	10	1.587	92.6	8.40	80.6	1.235	56.1	75.610	115.9
	11	1.481	86.4	7.80	74.3	1.262	57.3	72.640	111.4
	12	1.395	81.4	6.90	65.7	1.739	79.0	72.930	111.8
16	1	1.335	77.9	5.70	54.3	1.470	66.8	74.363	114.0
	2	1.398	81.6	5.90	56.2	1.657	75.3	75.273	115.4
	3	1.403	81.9	6.00	57.1	1.105	50.2	78.000	111.9
	4	1.357	79.2	5.90	56.2	1.116	50.7	80.924	124.1
	5	1.325	77.3	5.61	53.4	1.164	52.9	80.030	122.7
	6	1.324	77.3	6.38	60.8	1.980	49.1	83.210	127.5

明治初期の後進性に関する研究

年	月	銀貨	指数	米価	指数	利子	指数	公債	指数
	7	1.254	73.2	6.30	60.0	1.096	49.8	85.839	131.6
	8	1.209	70.6	6.40	61.0	1.000	45.4	88.664	135.9
	9	1.190	69.4	6.15	58.5	0.900	40.9	90.963	139.5
	10	1.144	66.7	4.95	47.1	.935	42.5	91.768	140.7
	11	1.096	63.9	4.19	39.9	.900	40.9	90.247	138.4
	12	1.107	64.6	4.624	44.0	1.042	47.4	89.982	138.0
17	1	1.099	64.1	4.220	40.2	1.200	54.5	89.642	137.4
	2	1.151	67.1	4.657	44.3	1.200	54.5	91.082	139.6
	3	1.080	63.0	4.802	45.7	.954	43.4	94.986	145.6
	4	1.087	63.4	4.834	47.0	.992	45.1	96.526	148.0
	5	1.090	63.6	5.375	51.2	.981	44.6	92.326	141.6
	6	1.063	62.1	5.285	50.3	1.814	82.6	90.790	139.2

〔筆者註〕 指数ハ筆者、算定シタモノデアル、14年12月、15年1月ノ利子ハ異常値ヲ示シテイルガ恐ラク他ノ資料ヨリ検証スルニ誤リナラン。

ニ当リテヤ金錢モ之ニ伴ヒテ急劇ヲ顯シ随テ其運転ノ額ヲ増シ利足亦之ニ伴フテ騰貴ス故ニ為替ヤ割引ヤ其運動ヲ生セサルナシ之ニ反シテ其低落スルヤ資本ハ去テ不生産事業ニ注入弥々商況ノ不活潑ヲ致ス……一五年以前ト十五年以後トノ商況ヲ黙視シ眼ヲ開テ前項ノ金融高ト後表ノ米銀及ヒ利子又ハ公債ノ高低トニ照ラセハ其間恰モ經濟ノ相分ルル如シ……」

(b) 卷十七より 三重県

「……又金錢ノ運転ハ緩ナリ金利ノ高低ニ至ツテハ各地完ク其歩合ヲ異ニセリ然レトモ強テ平均スレハ之ヲ両年間ニ比シテ三分ノ一マテ低下シタルカ如シ……」

(c) 卷十八より 千葉県

「……十四・十五年ハ米価騰貴ニヨリ農家金錢ノ潤沢ナルカ為メ一般融通ハ十六・十七兩年ニ比較セハ幾分カ多カリシト雖モ其増減ノ高何程ナリシヤハ之ヲ詳ニセス畢竟千葉県ハ商業地ニアラス二個ノ国立銀行アリト雖モ一般融通金ノ多寡増減ヲ識ルニ具ニ乏シキニ由ル又金錢運転緩急ノ度モ識ルニ由ナシ而テ金利ノ高低二個ノ国立銀行利子ハ左

明治初期の後進性に関する研究

ノ如クニシテ甚シキ差異ナシ、貸付金利息、十四年調ナシ、十五年上半年(一割一分―二割迄) 同下(一割二分―迄) 十六年上(同上) 同下(同上) 十七年上(同上)

(d) 卷十九より 岐阜県

「……十四年来金利概略ノ歩合ハ左ノ如シ

表 6

	14年	15年	16年	17年	
1月	割分 2.2	割分 2.2	割分 2.0	割分 1.0	
2月	2.0	3.0	1.9	1.0	
3月	1.7	1.5	1.6	1.0	
4月	1.3	1.0	1.4	1.0	
5月	1.5	1.5	1.3	1.0	
6月	1.8	1.5	1.3	1.0	
7月	2.0	1.4	1.3	1.0	
8月	1.8	1.8	1.3	1.0	
9月	1.7	1.9	1.3	1.0	
10月	1.7	1.5	1.0	1.0	
11月	1.8	1.8	1.0		
12月	2.5	2.0	1.0		

(註) 本年(17年)ノ利子凡ソ一割ノ定位ナレトモ公債証書ノ如キ確實ナル抵当アルカ又ハ信用厚キ者ノ取引ハ凡ソ五六分ノ利子ナリ

表 7 金融比較表

	金融多寡	金融分合	比 較
14	多	10分	
15	寡	7分	前年比較3分 ヲ減ス
16	寡	6分	
17	寡	4分	前年比較2分 ヲ減ス

(e) 卷二十より 秋田県

「……該県下明治十四年ノ如キハ一般諸物価ノ騰貴ニ引連レ各業共気配最モ宜ク金錢運轉ハ急劇ニシテ金利頗ル昇騰セリ同十五年ニ至リテ物価聊カ低落ノ景況ヲ顕出セルモ金利ハ依然タリシニ同年秋季ニ至リテ物価稍々低落シタルニヨリ金融壅塞ノ状況ヲ呈シ随テ金利ノ低落ヲ見ルニ至レリ……十四年以来ノ比較ハ左表ノ如シ……但シ貸付期限ハ地方ノ旧慣ニヨ

表 8 明治十四年金利景況

利別	1000円以上	500円以上	100円以上	100円以下 定限ナシ
年利	割分 1.2	割分 1.5	同上	
月利	分 1	割分厘 125	同上	
日歩	銭厘 3.5	銭厘 4.5	同上	

同十五年分

利別	1000円以上	500円以上	100円以上	100以下 定限ナシ
年利	割分 1.0	割分 1.4	割分 1.4	
月利	厘毛 0.095	分厘 0.12	分厘 0.12	
日歩	銭厘 3.3	銭厘 3.8	銭厘 3.8	

同十六年分

利別	1000円以上	500円以上	100円以上	100円以下 定限ナシ
年利	割分厘毛 1.137	割分厘毛 1.249	割分厘毛 1.4065	
月利	分厘毛 0.1065	分厘毛 0.124	割分厘割 1.3061	
日歩	銭厘毛 3.257	銭厘毛 4.065	銭厘毛 4.28	

リ種々アリト雖モ概ネ五カ月以上十カ月ヲ限リトス又当業者ノ營業上ニ付キ信用貸ノ如キハ低利ニシテ月数モ延長ナリト雖モ民間月常貸借ハ本表ノ如シ而シテ運転緩急ノ都合ニヨリテハ利子ノ高騰ナルモノアリ……」

(f) 卷二十一より 新潟県

……又金融ノ緩急ハ粗々前項ニ陳述セルノ景況ニシテ商業活潑ナレハ運転盛ナリ乃チ十四・十五兩年ハ十六・十七兩年ニ比スレハ最モ急ナルヲ以テ金利高ク猶ホ次表ノ如シ

明治初期の後進性に関する研究

明治初期の後進性に関する研究

(f) 卷二十三より 広島県

……金利ハ管内各地多少ノ差異アリト雖モ今其概要ノ個所二三ニ就テ其高低ノ如何ヲ見ルニ左ノ如シ(表9)

表9

	広島市	広島	甲奴郡	蘆田郡	生産事業 島	不生産事業 島
明治14	割 3.0	割 3.0~3.6	割 3.0~3.6	割 2.4~3.0	割 2.32	割 7.68
15	割 3.0					
16	割 2.5 1.5	割 2.4~3.0	割 1.8~2.4	割 4.55	割 5.45	
17						

(g) 二十四卷より 徳島県

……又金銭運転ノ景況ハ融通ノ減少前項ノ如クナルヲ以テ商家モ一五六年頃ヨリ益々物価ノ下落商況ノ不活潑ノ為メ壅塞ヲ極メ又農家ニ於テハ一五六年ノ際ニハ土地抵当借り盛シニ行レシニ地所下落(地所ノ下落ハ五六割以上ニ及フモ需要者ナシ)ノ為メ該抵当ヲ以テ負債ヲ弁償スルニ足ラス他ノ地所或ハ建家等ヲ以テ之ヲ補充スルノ惨状ニ至リ金主ハ現今地所ニ対シテハ金利ノ高低ヲ論セス之ヲ謝絶シ利子ヲ低落シテ確實ノ抵当ヲ求メ空シク金ヲ懐ニシテ貸先キニ苦シム此ノ如キ景況ナルヲ以テ利子ノ如キモ一四五年ニ於テハ一割五分ヨリ二割ノ処現今ニ至リテハ高キモ一割二分ヨリ確實ナル抵当ニ至リテハ八分七分ノ低落ニ至ルモ金主ハ尚ホ争テ之レヲ求ムルノ有様トナレリ

(h) 卷二十四より 高知県

……回顧スレハ明治十年西南ノ妖雲一タヒ天ニ焰リシヨリ經濟社会ニ非常ノ劇變ヲ来タシ就中紙幣ノ増発ハ物価騰貴ノ原因トナリ金銀貨ハ意外ニ上昇シ公債証書ハ之ニ反シ米価ハ終ニ二十三元台ニ至リ商海激動金融必迫延テ明治十四年ノ春ニ至ルモ彼ノ激浪猶ホ未タ静穩ヲ告ケス商業者ハ浮大ノ資本ヲ要シ随テ金利一層上昇シ同年ノ末ニ及ヒ益々恐慌ヲ極メ世上貸借ノ金利ハ年三四割ニ達セリ之ヲ是レ金利最高運転最急ノ時期トス

(i) 卷二十五より 福岡県

表10

全 国 金 利 表

明治初期の後進性に関する研究

年 次	市 名		倫 敦		巴 里		伯 林		安特提		フルックセル	
	銀行	市場	銀行	市場	銀行	市場	銀行	市場	銀行	市場	銀行	市場
自天保12年	自西曆1841年	分	分	分								
至嘉永3年	至同1850年	3.80	3.28	4.10	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
自嘉永4年	自西曆1851年					分						
至万延元年	至同1860年	4.24	3.73	4.14	欠	4.49	欠	欠	欠	欠	欠	欠
自文久元年	自西曆1861年								分		分	
至明治3年	至同1870年	4.30	3.90	3.90	欠	4.50	欠	4.14	分	3.25	欠	分
自明治4年	自西曆1870年								分		分	
至明治8年	至同1875年	3.53	3.50	4.78	欠	4.46	3.48	3.74	3.90	4.25	3.90	
自明治9年	自西曆1876年					分						
至明治13年	至同1880年	2.88	2.40	2.60	2.15	4.06	3.14	3.15	2.90	2.96	2.85	
明治14年	西曆1881年	3.38	2.75	3.83	3.67	4.38	3.50	3.17	3.00	4.08	3.75	
" 15年	" 1882年	4.08	3.42	3.71	3.59	4.50	4.00	4.50	4.26	4.33	4.11	
" 16年	" 1883年	3.40	2.94	3.04	2.80	4.00	2.90	4.08	3.70	3.54	3.20	
" 17年	" 1884年	3.04	2.50	3.00	2.60	4.00	2.97	3.20	2.80	3.30	3.60	
" 18年	" 1885年	2.50	2.13	3.00	2.50	4.13	3.00	2.88	2.38	3.06	2.88	
" 19年	" 1886年	3.08	2.13	3.00	2.38	3.29	2.50	2.50	1.92	2.75	2.25	
" 20年	" 1887年	3.35	2.58	3.00	2.53	3.42	2.17	2.50	2.14	3.02	2.77	
" 21年	" 1888年	3.30	2.38	3.10	2.75	3.80	2.11	2.50	2.13	3.25	2.40	
" 22年	" 1889年	2.88	3.25	3.10	2.60	3.67	2.63	2.50	2.25	3.62	3.10	
" 23年	" 1890年	4.58	3.71	3.00	2.68	4.54	3.87	2.87	2.59	3.12	2.83	
" 24年	" 1891年	3.33	1.50	3.00	2.63	3.75	2.80	3.04	2.74	3.00	2.63	
" 25年	" 1892年	2.50	1.33	2.67	1.75	3.25	1.75	2.67	2.00	2.67	1.88	
" 26年	" 1893年	3.00	1.67	2.50	2.25	4.00	3.50	3.50	2.88	2.83	2.19	
明治26年(西曆1933年)月別												
		1月	2.50	1.00	2.50	2.25	3.00	1.63	2.50	2.13	2.50	1.63
		2月	2.50	1.50	2.50	1.88	3.00	1.50	2.55	2.00	2.50	1.50
		3月	2.50	1.25	2.50	2.25	3.00	2.25	2.50	1.88	2.50	1.38
		4月	2.50	1.75	2.50	2.38	3.00	2.38	2.50	2.00	2.50	1.63
		5月	4.00	1.25	2.50	2.00	4.00	3.13	3.00	2.75	3.00	2.50
		6月	2.50	1.00	2.50	2.50	4.00	3.38	3.00	2.13	3.00	2.38
		7月	2.50	1.00	2.50	2.13	4.00	3.13	3.00	2.50	3.00	2.25
		8月	5.00	3.75	2.50	2.25	5.00	4.13	5.00	3.75	3.00	2.50
		9月	3.50	1.75	2.50	2.25	5.00	4.88	5.00	4.25	3.00	2.75
		10月	3.00	1.25	2.50	2.50	5.00	4.75	5.00	4.75	3.00	2.75
		11月	3.00	1.75	2.50	2.38	5.00	4.13	4.00	3.25	3.00	2.38
		12月	3.00	1.75	2.50	2.38	5.00	4.63	3.50	3.00	3.00	2.63

備考 本表ハ明治27年(西曆1894年)刊行プロフェツソル・コンラードノ
 經濟統計雜誌ニヨル

明治初期の後進性に関する研究

……十四年以来年々下階昨今年ニ到リテ其下極ニ達シタルカ如キ景況ニシテ流通ノ度ノ遅速ナリシ事ハ推シテ知ルヘシ而シテ金利モ亦金融ノ壅塞スルニ随ヒテ低下シ十四五年中八年ニ割乃至三割ナリシモ十六年以来ハ漸ク低下シテ一割乃至一割五歩ニ下レリ

以上の資料より推測するに、金利は概ね一割を超えており、更に地域的に非常に大きな差異が認められるので金利が高いということは、国内的にみれば相対的であり、国際的には絶対的意味を与えうるであろう。このことを更に確かめるために用いた二つの資料を次に補充しておこう。之等の変動の性質についてはここでは取扱わない。

参考資料Ⅰ 金貨国金利表（日本金融史資料明治大正編第十六卷、貨幣制度調査会報告七一四頁）（表一〇）

参考資料Ⅱ 府県別貸付金利表（別紙折込表）

第二節 基準Ⅱ 生活水準

明治初期の後進性を実証するため、生活水準の低位性を検証せんとする。ここでは、生計費調査、賃銀統計、物価統計を用い、モデルとして最低生活水準を算定し、之を標準として生活水準の実態を検討することとした。

明治初期の生活水準に関する資料として、前田正名の「興業意見」より、所得水準に関する意見をみるに、「……尚ホ一言注意スヘキ事アリ。英仏等ノ諸国ハ、農工商共ニ死ント極点ノ進歩ニ達セルモノナリ。故二十年間ハ左表ノ如キ進歩ヲ為スハ頗ル難事ナリ。我国ハ農工商共ニ進歩猶ホ小ナリ。少シク注意セハ、進歩ノ割合ハ英仏ノ比ニ非サルヘシ。……」とあり、各国の一人当り所得を次の如く表示している。

表13 地域別一人一箇月生計費

		明治元年	六年—一〇年	二年—六年	一六年—二〇年	二年—三年	三四年—六年
		円	円	円	円	円	円
群馬		3.88	5.55	6.94	8.33	10.00	10.00
栃	上等	3.97	4.13	5.38	4.44	4.83	5.07
	中等	2.90	2.93	4.00	3.09	3.31	3.49
木	下等	1.92	1.98	2.53	2.04	2.30	2.42
	上等	5.70	6.16	7.54	9.24	7.83	8.84
静	中等	3.50	3.07	5.24	6.92	4.75	5.64
	下等	2.07	2.34	3.33	4.54	2.83	3.32

表2

		1870年	1880年
		円錢	円錢
大英	国	152.62	167.87
日露	国	103.66	127.50
日露	国	92.54	93.62
日露	国	38.37	39.50
日露	国	55.95	58.91
伊西	国	44.04	44.11
西班牙		48.18	56.37
白耳	義	100.50	105.83
和	蘭	127.10	130.29
瑞典	威	74.16	80.77
瑞丁	抹	105.56	110.37
葡	牙	40.08	40.16
土	耳	21.25	20.00
米	州	138.91	139.58
濠		173.	160.50
加	陀	125.33	130.45
南	米	33.52	38.37
南	墨	74.65	80.52

明治初期の後進性に関する研究

だ僅少である。ここでは群馬、栃木、静岡の各県のものを、貨幣制度調査会報告(明治二六年)より用い、消費単位三・六人にて一人一箇月当り所得に換算し、十三表を得た。

次に「興業意見」に示された前記の各国所得(一八八〇年)と生計費調査よりの数字を検証するために、賃金統計より左の如き表を作成した。之は一八八〇年(明治十三年)のみを取扱った。本資料は貨幣制度調査会報告のものを使用した。

(註) 日本金融史資料明治大正編第十六巻より

この数字が如何なる原資料から算定されたものであるかについては不明であるが、当時の先進諸国が高位を示しているところからみて、ある程度の比較資料として取扱うことは許されよう。

註 「興業意見」巻二

次に生計費の実態調査に関する資料は甚

二次大戦末期に試算された調査動員本部のものに若干の修正を加え、次の如く規定した。

表14

		日 給	月 給	年 所 得	家計一人当りニ換(3.6人で)
東京大	工中等一人一日	円 0.34	円 銭 10.20	円 122.40	円 34.00
石家	工 職	0.47	14.10	169.20	47.00
根 葺	職 職	0.90	27.00	324.00	90.00
瓦 畳	職 職	0.50	15.00	180.00	50.00
木 挽	職 職	0.55	16.50	198.00	55.00
土 方	人 足	0.27	8.10	97.20	26.94
平 人	足 足	0.25	7.50	90.00	25.00
船 大	工 職	0.55	16.50	198.00	55.00
鑄 物	職 職	0.50	15.00	180.00	50.00
煙 草	刻 職	0.20	6.00	72.00	20.00
製 紙	男 工	0.23	9.60	38.40	10.66
製 茶	雇 職	0.34	10.20	122.40	34.00
織 物	職 職	0.17	5.10	61.20	17.00
油 絞	職 職	0.24	7.20	86.40	24.00
活 版	職 職	0.50	15.00	180.00	50.00
群馬養	蚕 工	0.14	4.20	52.80	14.66
群馬製	絲 工	0.15	4.50	50.00	13.88
足利織	物 工	0.19	5.70	68.40	19.00
三重製	茶 工	0.20	6.30	75.60	21.00

明治初期の後進性に関する研究

右の計算によれば前項の生計費調査より求めた値と近似し、家根職九〇円を除けば、最高五五円より最低一三円間に散布し、世界の所得比較よりすれば低位にあることが知られる。しかし、この数字の低位性を確認するため、最低生活標準を計算出来れば、その差額に依って、生活水準を測定する一つの基準となるに違いない。そこで一人当り最低生活費を想定するため左の計算を試みた。まず、最低基準食を標準五人世帯について次の如く想定する。之は当時の年令構成より代表的な家計とする。而して、最低必要栄養量は第

表16 明治初期生計水準比較表(一人)

	一カ月	一カ年
	円	円
最低生計費(推計値)	3.98	47.76
山田推計資料より		20.40
「興業意見」(注)		
{ 上等	—	110.82
{ 中等	—	60.45
{ 下等	—	20.15
群馬(中等)	6.94	83.28
栃木(下等)	2.53	30.36
静岡(下等)	3.33	39.96
東京賃金平均	3.35	40.22

(註) 「興業意見」巻二より

1日必要量

	カロリー	蛋白質
夫(成人)	2100	70g
妻(成人)	1700	60g
第一子 (11~14才)	1900	65g
第二子 (5~7才)	1700	50g
第三子 (2~4才)	1450	45g
	8850	290g
	カロリー	

表15

一日一世帯最低必要栄養量

	夫	妻	第一子	第二子	第三子	一カ月計	東京物価で 換算(註1)
米 穀	330	330	350	260	170	44,400	円 1.85
麦 類	250	140	250	190	130	28,800	0.50
生鮮魚介	60	50	100	90	90	11,700	0.95
豆 類	30	30	40	20	20	12,600	0.78
蔬菜海草	300	300	280	240	200	39,600	1.77
噌 醬	30	25	30	20	18	3,690	0.10
醬 油	21	21	18	15	15	2,700	} 0.30
砂 糖	10	10	10	10	10	1,500	
食 塩	7	7	6	4	4	840	
酢	3	3	2	2	1	330	
油	8	8	5	5	5	930	
茶	3	3	2	1	1	300	
							計 円 6.26

明治初期の後進性に関する研究

このカロリー、蛋白質を充足するため、明治初期に与えられた消費物資にて換算を次表の如く試みた。

エンゲル係数を静岡県生計調査^(註②)より引用して、六〇とみるとき、最低生活費は一四円三三銭が得られる。之を三・六人世帯で還元すれば一人当り一カ月三円九八銭、一カ年四七円七六銭が得られ、この値は地域的条件など無視すれば、明治初期の最低生活は少くも一カ年四〇円——五〇円の間にあることを推定し得よう。

註(1) 日本金融史資料第十六卷七四六頁以下

註(2) 同 右 八五九頁

以上の諸資料から比較表を作成すると表一六の如くである。

右の比較より直ちに結論することは危険であるが、「興業意見」に依れば、農工従業者の六割以上は下等に属することより推計すれば、国民の半数以上は下等階級にあり、従って最低生活費以下の生活水準、いわば生存水準に近い状態にあったことが窺われる。(未完)

(註) 本論文は昭和三十二年度文部省総合科学研究費によるものである。